

新型コロナウイルス感染症対策の 基本的対処方針の変更内容の概要 (3/5変更予定)

趣 旨

緊急事態措置を実施すべき期間の延長に伴う見直し

主な内容

- 緊急事態措置を実施すべき期間の延長
- 令和3年3月8日から21日までとすること。
 - ※緊急事態措置を実施すべき区域
埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県

変更内容の概要(2/26変更)

趣 旨

緊急事態措置を実施すべき区域の変更に伴う見直し

主な内容

□緊急事態措置を実施すべき区域の変更
(令和3年3月1日から適用)

○緊急事態措置を実施すべき区域を、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県とする。

(岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県は緊急事態措置を解除し、感染の再拡大を防止するため、効果的な感染防止策を講じることとする。)

□変異株の監視体制の強化